労働者の雇用安定を求める意見書

わが国は、働く者のうち約9割が雇用関係のもとで働く「雇用社会」である。この「雇用社会日本」の主人公である労働者が、安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要である。

にもかかわらず、今、政府内に設置された一部の審議会等では、「成長戦略」の名のもとに、不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」や、解雇しやすい正社員をふやす懸念のある「限定正社員」制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなど、労働者の雇用条件を脅かす議論がされている。

働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは決して許されることではなく、むしろ 政府が掲げる「経済の好循環」とは全く逆の動きであると言える。

よって、国においては、労働者の雇用安定に向け、次の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 労働者を保護するルールを維持し、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うこと。
- 2 雇用・労働政策に係る議論は、ILOの三者構成主義にのっとって、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年6月20日

広島県府中市議会